

第20号議案

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第23条第1項及び第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第28条の4中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第23条第1項及び第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第29条の2第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。